

東北太平洋沖地震で住宅に被害があった方へ 住宅再建に対する利子補給制度

市では、東北地方太平洋沖地震で被害に遭った住宅の再建のために、金融機関などの融資を受けて住宅の建て替え・修繕をする方に対し、金利の一部を補助し、被災者の住宅再建に関する初期負担の軽減を図ります。

●対象者

自ら居住していた住宅（賃貸住宅を除く）が被害に遭い、平成23年3月11日以降に金融機関などの融資を受けて住宅の建て替え・修繕をする次のいずれかに該当する市税などの滞納がない方。

- ① 「り災証明」で全壊・大規模半壊・半壊の判定を受けた住宅を市内に建設または購入をする方
- ② 市が「り災証明」を発行した住宅を修繕する方

※ 塀、倉庫、納屋などの建て替え・修繕は対象外。

●対象融資額

- ① 建て替え
50万円～700万円
- ② 修繕
50万円～500万円

●利子補給率

建て替え、修繕とも年2・0%まで※ 融資金利が2・0%未満の場合は、その金利。

●利子補給期間 5年間

- **申請期限** 平成26年3月末まで
- ※ 申請方法などの詳細は左記までお問い合わせください。
- **問い合わせ**
政策推進課政策推進係
TEL (23) 1951

雇用調整助成金

東日本大震災に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます。

●内容

東日本大震災の影響（※1・2）により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業などを実施した場合、休業手当などの負担相当額の2/3（中小企業の場合は4/5）が助成されます（※3）。

- ※1 交通手段の途絶により従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客がない場合や、事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能な場合などが助成対象となります。
- ※2 事業所の倒壊や生産設備の損壊等地震の直接的な影響によるものは助成対象となりません。このような事情による休業中の賃金が支払われていない場合は雇用保険の特例措置が適用され、

- 労働者が実際に離職していても失業手当が支給されます。
- ※3 1人1日当たり7505円が上限です。
- **支給要件**

- ① 雇用保険の適用事業主であること。
 - ② 生産量または売上高などの事業活動を示す指標の最近3カ月間の月平均値が、その直前または前年同期に比べ5%以上減少していること
- ※ 詳しくは、ハローワーク大田原までお問い合わせください。

■問い合わせ

TEL (22) 2268
ハローワーク大田原

パスポート（旅券）の申請・受領

平成22年10月から、旅券の申請および受領の手続きが市民課のパスポート窓口で行えるようになりました。

●申請・受領の窓口

市民課パスポート窓口（東別館1階 ※ 湯津上支所、黒羽支所、両郷出張所、須賀川出張所ではお取り扱いしておりませんが、申請書は置いてあります。）

●申請・受領の時間

月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
（土・日・祝日、年末年始を除く）

●大田原市で申請できる方

- ・本市に住民登録をしている方
- ・本市に住民登録はないが、学生や

単身赴任等で本市に居住し、そのことが確認できる方（居所申請）※ ただし、県内の他市町に住民登録のある方は、本市での居所申請はできません。詳しくは、市民課市民係までお問い合わせください。

●受領

旅券の受領は「本人のみ」となりますので、ご注意ください。日曜日に受領したい方は、栃木県旅券センター（県庁本館15階）で受領することができます。ご希望の方は、申請時にお申し出ください。ただし、その後の受領窓口の変更はできません。

●その他

- ・ 那須庁舎内の県北県民センターなど、県内にあった県の旅券の申請および受領の窓口は、昨年10月末に閉所しました。
- ・ 栃木県旅券センターは、今年の1月から、JR宇都宮駅構内から栃木県庁本館15階に移り、現在は、日曜日交付希望者の受領窓口のみを行っています。（旅券の申請はできません。）

※ 旅券の申請などについては、ホームページにも掲載しています。

↓ パスポートの申請・受領
トップページ ↓ くらし

■問い合わせ

市民課市民係
TEL (23) 8752
http://www.city.ottawara.tochigi.jp